

Ale [é]

No
01
創刊号
2020.08

カンパニーレポート

—ダンクセキ(長野市)

—アコース(飯田市)

緊急コラム

—新型コロナ下での納税の猶予について

お役立ちコラム

—有事の際に会社を守る「備え」

実質無利子・無担保融資のご案内



撮影：ダンクセキ 工場にて

ダンクセキ株式会社

デジタルとアナログを生かした「フォトブックサービス」。
改革を支えたのは、思い切った設備投資でした。



代表取締役社長

関 武士

長野市出身。大学卒業後、東京でIT機器メーカーに営業職で勤務。30歳でUターンし、父親が経営するダンクセキ株式会社に入社。2013年に社長就任。



「今後は、個人の写真の編集や整理からサポートする事業で、地元での売上拡大をねらいたい」と関社長は話す

工場内には最新のデジタル印刷機が並び、デジタル分野は若手中心だが、製本事業ではベテランの職人の技術が生きる



2019年の台風19号では目の前の道路が冠水したが社屋は無事だった。社員総出で土嚢を積みなど復旧作業に当たったそう



ダンクセキ株式会社

創業 | 昭和21年（個人開業）

事業内容 | 製本・印刷・WEB制作（フォトブック等販売）

〒381-0012 長野県長野市柳原 2550

Tel 026-295-2550 HP <http://www.dank.ne.jp>

製本技術とITを融合した独自サービスを考案

創業者夫妻が前身の「関製本所」を3坪で立ち上げたのは、戦後間もない1946年。現在は工場を含む2500坪の敷地で業務を行うまでに成長したダンクセキ。ルーツである製本業務では全国の出版社や印刷会社から依頼を受け、70年にわたって美しい本や印刷物を送り出し続けています。

一方で出版印刷業界の市場縮小から、先代社長は「製本技術を生かしてIT分野に参入しよう」と決断。柱に据えたのが、2005年に立ち上げた「フォトブックサービス」です。顧客がオンラインで写真を入稿して冊子を作る独自サービスで、子どもの成長記録や結婚・卒業アルバム、ブログの書籍化など小部数から作成できるのが魅力です。

こうして新サービスに力を入れるも、急速な事業の多角化で経営は悪化。当時東京で別の会社に勤務していた現社長の関武士さんは父親である先代から相談を受ける中で「自分に何かできるはず」と思いを募らせ、勤めていた会社を退職してUターン。事業継承を前提にダンクセキに入社します。30歳、妻と子どもを連れての決断でした。

「会社を変えたいという父の熱意が伝わりましたし、自分で事業をやってみたい思いもありました。入社後は数字から徹底的に赤字の原因を当たり、すべて一から見直しました」

設備投資が私たちの改革を支えてくれた

拡大した業務や設備を絞り込み、役員総入れ替えや人材の再配置など、勇気ある改革で業務と人材のバランスを見直した関さん。従来の下請け業務を減らし、自社事業であるフォトブックサービスに設備と人材を集中させました。

「製本技術には自信がありますが、写真印刷では大手企業に勝てない。それがフォトブックが伸び悩む原因でした。そこで思い切って、看板だった製本ラインの一部を撤去して写真用の高画質デジタル印刷機への入れ替えを決断したんです。高価なので反対の意見もありましたが、結果的に売上が大きく伸びた。これが当社の転機でした」

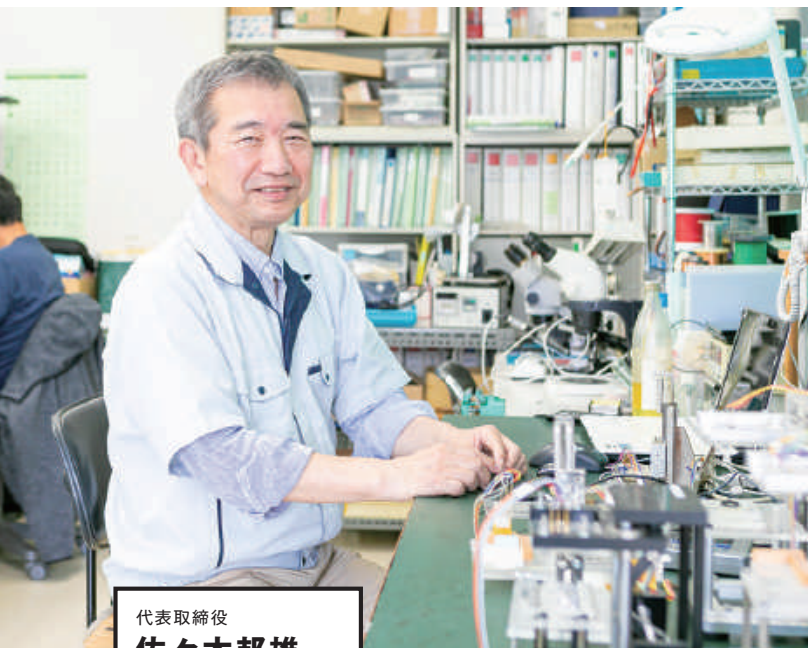
デジタルの力を最大限に発揮した美しい写真に、アナログ技術を生かした上質な製本。フォトブックは評判を呼び、売上の中心に。製本事業も同業他社と得意分野を分担する発想に転換し、安定した売上を築いています。2016年にはついに黒字転換。8年をかけた改革でした。

「改革の柱は変化が早いデジタル設備への投資でした。信用保証協会さんの保証で融資を受け、デジタル印刷機購入や25年ぶりの全社空調入れ替えが実現したことが力になりました」

利用いただいた企業の事業をレポートします。

株式会社アコース

歩数計・活動量計分野で国内屈指の技術を元に、新分野を開拓。
保有特許13件、商標登録20件。知恵とアイデアで成長を続けます。



代表取締役

佐々木邦雄

飯田市出身。平和時計製作所で生産管理や資材調達に携わった後、退職しアコースを創業。趣味は「酒味」だが、自社の歩数計を使ったウォーキングで健康をキープ。



坂道や階段を登っていることも感知するもの、速歩をサポートするものなど、専門性の高いニッチな歩数計を数多く開発

グループで健康管理できる自社開発システム「AWDS」。アコースでは出社時に歩数計データをかざして読み込む仕組みで、社内コンペを行っている



アルゴリズムに基づく高い計測技術を持つ企業は数少なく、大手メーカーからの依頼も多い。「ありがたいことに自分で売り込んだ記憶がない」と佐々木さん



株式会社アコース

創業 | 平成4年

事業内容 | 歩数計・活動量計・通信歩行計開発

〒395-0807 長野県飯田市鼎切石 4376-4

Tel 0265-53-6571 HP <https://acos.co.jp>

「スマホで測れないものを」。自社ブランド立ち上げ

体の動きを感知して歩数や消費カロリーなどを計測する歩数計や活動量計。日本の製品は正確さの水準が高く、競争力があるメーカーは片手で数えられるほど。名だたる大手企業と名を連ねるのが、飯田市のアコースです。

代表の佐々木邦雄さんは、平和時計製作所勤務を経て1992年にアコースを創業。前職の経験を生かした活動量計を主力製品に、大手メーカー商品を開発製造するOEM・ODMを事業の柱としています。松本大学と共同で独自アルゴリズムを開発するなど確かな技術が信頼を得て、2007年には国内の歩数計・活動量計市場で15%のシェアを占めるまでに。しかしその頃からスマホアプリに役割をとって変わられ、市場全体が縮小し始めます。

「これからは専門性の高い機器を独自に作るが必要だと考え、2015年に自社ブランド『J-Style+』を立ち上げました。今までのノウハウを応用し、大学教授や医師など専門家と連携して医療や介護分野への進出に力を入れています」

近年の活動量計は、計測データをパソコンに転送できる通信型が主流です。2009年にいち早く通信を取り入れていたアコースは、自社開発のソフトウェアで専用アプリを使ったシステムを構築。病院による患者の運動データ管理、自治体による住民の健康管理などに活用されています。

3年の歳月をかけ「リハビリ歩行計」開発に成功

2016年、佐々木さんは飯田の健和会病院のリハビリセンター長、福村直毅さんから相談を受けました。「リハビリ患者さんの歩行を計測できる機器を作れませんか」。一般的な歩数計は体の上下運動で計測しますが、リハビリ患者や高齢者はすり足歩行、歩行器使用など動きが不規則なため計測が困難なのです。そこでアコースは、上下運動に前後・左右の動きも加えた3軸で測る歩数計を計画。新たな技術の開発は試行錯誤の連続で3年間に及びましたが、それを支えたのが飯田市の新事業創出支援組織「I-Port」でした。「OEMと違い自社事業ですから、開発費も捻出しなくてはなりません。低金利の『I-Port 支援資金』を信用保証協会さんの保証で利用できたのは大きかったですね。それに我々のはものづくりの実績はありますが、物を売るノウハウはない。『I-Port』で経営や広報を相談できたのも心強かったです」

『リハビリ歩行計』は『飯田ビジネスコンペティション』を始め各賞を受賞。ニッチな分野で技術を確立し、さらに新しいアイデアを探し続ける佐々木さん。「今後は計測だけでなく改善に役立つものを作りたい」と話してくれました。

【緊急コラム】 新型コロナ下での納税の猶予について

新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」といいます）の発生により、私たちの日常生活や経済活動のみならず、税務手続にも大きな影響が及んでいることから、国税庁から様々な制度の案内がなされているところです。今回は、感染症の影響により期限内に申告・納付ができない場合と、納税が困難な場合の猶予の特例について、国税を中心に説明します。（本文の内容は、令和元年5月29日現在の法令等に基づいています）

感染症に関連して、期限内に 国税の申告・納付ができない場合の措置

1 申告・納付に係る個別延長制度

感染症の広がりを受け、自己に責任のない理由により、法人税や消費税の申告書の作成、決算書類などの各種書類の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の申請による期限延長（個別延長）が認められることとなりました。

また地方税に関しても同様の措置が用意されていますので、適用を受ける場合には、それぞれの地方公共団体に適用要件及び手続方法を**事前確認してください**。

【適用される理由】

① 役員や従業員等が感染したケースだけでなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できない状況にあること

- ・ 体調不良により外出を控えている方がいること
- ・ 自治体の要請や企業の勧奨等、感染拡大防止のため在宅勤務をしている方などがいること
- ・ 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること

② 税理士（事務所の職員を含む）が、上記の事情により関与先を訪問できないなど、通常の業務体制が維持できない状況にあること

2 申請手続

申告期限の延長に関する個別の申請は、別途、申請書等を作成する必要はなく、申告書の提出の際に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を申告書の余白に付記するか、e-Taxの場合は「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」の「電子申告及び申請届出名」欄にその旨を入力することで申請を行うことができます。

なお、申告期限と納付期限は原則として申告書の提出日となります。

納税の猶予制度

1 従前からの猶予制度

これまでも資金繰りの悪化により、国税を納付期限までに一度で納められない場合には、税務署に申請を行うことにより、原則として1年間納付を猶予し、延滞税が軽減又は免除される制度が用意されていました。

2 感染症による特例猶予制度

今般、感染症の影響により、多くの事業者の収入が減少しているという状況を踏まえ、以下の条件を満たす場合には、令和2年2月1日～令和3年2月1日までが納期限の国税について、「財産の損失」が生じていない場合でも無担保かつ延滞税なしで1年間、納税の猶予を受けられる制度ができました。

【条件】

① 感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、概ね20%以上減少していること

② 一度で納税することが困難であること（すでに納期限が過ぎている未納の国税であっても、令和2年6月30日までであれば、遡って特例猶予を申請できる制度となっていました）

実際の適用に当たっては要件の確認と各種手続が必要ですので、不備が生じないように、事前に税理士にご相談ください。

あがたグローバル税理士法人
代表社員 税理士
芦原 誠

山ノ内町出身。平成15年3月税理士登録。平成24年1月あがたグローバル税理士法人を設立し、現在、代表社員専務理事。経営戦略・税務戦略の立案、M&A支援業務などに従事。

有事の際に 会社を守る「備え」

会社経営のリスクマネジメントにおいて、
各種保険がカバーできることをまとめました。

「有事」とは「非常事態が起きること」を意味しますが、今回の新型コロナウイルス（以下新型コロナ）はまさに有事だと言っても過言ではないと思います。

会社を経営していく上では、今回のような「有事」に対するリスクマネジメントが求められます。では、今回の新型コロナに対して「保険という観点からどのような対策が出来るか」についてお伝えしたいと思います。

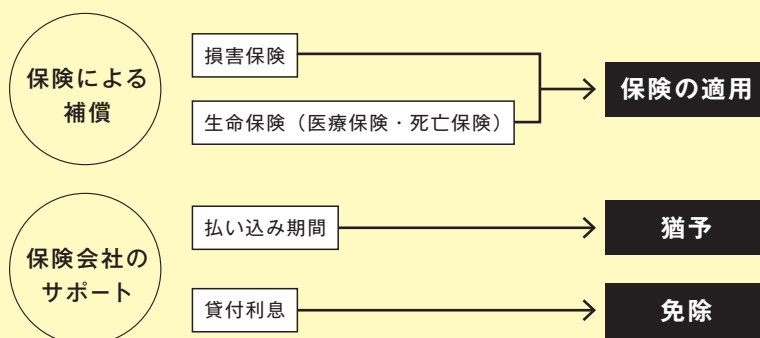
まず「給付金」の支払いです。新型コロナが原因となり企業が休業した場合、業種によっては「数カ月営業が出来ない」ことによる損失が発生します。このようなケースでは、損害保険商品の「生産物賠償保険」「店舗賠償責任保険」などで補償を受けることができる保険会社もあります。

また、経営者や従業員という個人の観点から見た場合には、生命保険を活用することで補償を受けることができます。その一つ目が医療保険です。医療保険では「新型コロナに感染し、医師の指示のもと入院した場合は、通常の病気と同様の入院」とみなされます。そのため、入院日数に応じて入院給付金が支払われます。二つ目が死亡保険です。新型コロナ感染が原因で死亡した場合でも、通常の病気死亡と同様に保険金が支払われます。また、災害死亡保険金も支払対象とする保険会社もあります。

次に「資金面」でのサポートです。その一つ目が「保険料払い込み猶予期間の延長」です。保険会社では保険料の払い込みが難しくなった場合のために、「保険料払い込み猶

予期間」という制度があります。保険料の払い込みがなくても、猶予期間中であれば保障は続くというものです。月払いの場合、保険料を通常では引き落としの翌月末日までに支払う必要がありますが、今回は特別措置として保険料払い込み猶予期間を最長6カ月間延長できる保険会社もあります。二つ目が、「契約者貸付利息の免除」です。保険には「契約者貸付制度」というものがあります。生命保険の場合では、契約している生命保険商品の解約返戻金の一定範囲内で貸し付けています。損害保険会社では一律〇万円と定められていることもあります。この制度は借入に該当しますので通常では利息がかかります。しかしながら今回は資金調達手段として保険の貸付制度の需要が高まっていることを踏まえて、契約者貸付を利用しても一定の期間までの貸付利息が免除されることになりました。

「WITH コロナ」という言葉が出てきたように、これからは新型コロナに限らず、今まで予想もしなかった様々なリスクと共存していかなければならない時代になりました。リスクはゼロにすることは出来ませんが、リスクに対応することは自助努力で可能です。今回ご紹介した保険を活用して、WITH コロナ時代に負けない経営を目指して頂ければと思います。



市川亮

株式会社長野フィナンシャル専務取締役。長野市出身。大学卒業後地元銀行に入行。法人営業・海外勤務での経験を幅広く生かすため、長野フィナンシャルに入社し現在に至る。

民間金融機関による実質無利子・無担保融資のご案内

(R2.7.3 現在)

長野県新型コロナウイルス感染症対応資金（全国統一）

次の1～3のいずれかの認定を受けた中小企業者（ただし、県内に事業所などを有するものに限る）。

- 1 セーフティネット保証4号の認定（令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）
- 2 セーフティネット保証5号の認定（売上高などの減少を要因としないものを除く）
- 3 危機関連保証の認定（令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）

貸付対象者

貸付限度額

運転

設備

4000万円

7月3日に増額されました!!

貸付期間

運転

設備

借換

10年以内（据置5年以内）

貸付利率

- a 貸付対象者のうち、認定書に記載された売上高などの減少率が **15%以上の方** 年 **1.3%**
- b 貸付対象者のうち、認定書に記載された売上高などの減少率が **5%以上の方** 年 **1.6%**

保証料率

借入金額に対し、**0.85%**

（但し、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%を上乗せ）

担保

徴しない（※既設定根抵当権を除く）

保証人

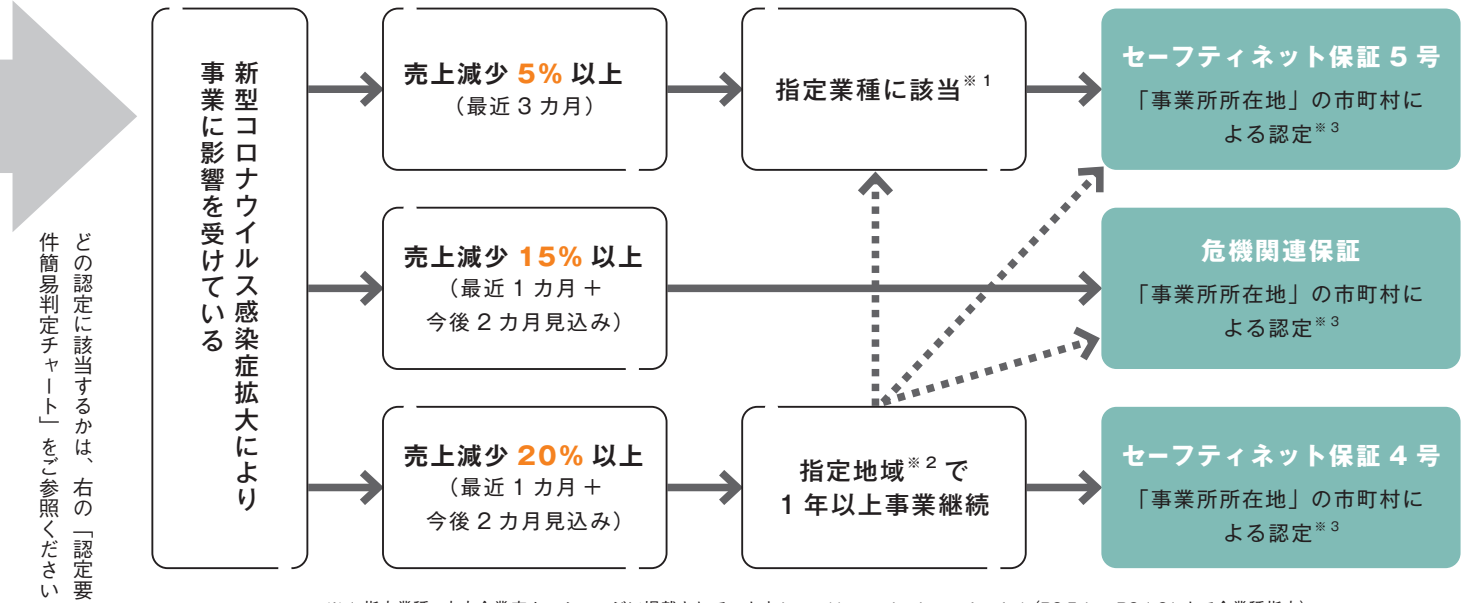
原則として法人代表者以外不要

（経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証不要）

長野県制度融資において、民間金融機関で「実質無利子（当初3年間）・無担保・保証料ゼロまたは半額」の融資が可能となる「長野県新型コロナウイルス感染症対応資金」が創設されています。この制度融資をご利用いただくには、保証協会の保証が条件となっています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りを支援する制度です。ぜひ、ご活用ください!!

【認定要件簡易判定チャート】

→ YES - - - - → NO



※1 指定業種：中小企業庁ホームページに掲載されています <https://www.chusho.meti.go.jp/> (R2.5.1～R3.1.31まで全業種指定)
 ※2 指定地域：全国47都道府県
 ※3 個人事業主の方は「住所地」ではなく「事業所所在地」の市町村で認定(令和2年新型コロナウイルス感染症に係る取扱期間は、R2.2.1～R3.1.31まで)

一定の条件を満たす場合、 3年間の実質無利子、保証料が半額またはゼロになります (下図参照)

利子補給
保証料補助

	個人事業主（小規模事業者*）	個人事業主（小規模事業者以外）・法人
a	3年間利子補給 + 保証料全額補助	3年間利子補給 + 保証料全額補助
b		保証料 1/2 補助

※小規模事業者とは従業員数20人（商業・サービス業は5人）以下の事業者（サービス業のうち「宿泊業」と「娯楽業」に限り、従業員数20人以下）

- a = 貸付対象者のうち、認定書に記載された売上高などの減少率が15%以上の方
- b = 貸付対象者のうち、認定書に記載された売上高などの減少率が5%以上の方

借換

過去の借入（保証協会の保証付き）を本制度で借換することも可能です (借換には一定の要件があり、すべての借入が借換可能ではないため、ご注意ください)

「セーフティネット保証」「危機関連保証」は他の県制度資金や市町村制度資金でも利用可能であり、一部の県・市町村制度資金ではこれらの保証を利用することで保証料の一部または全額の補助を受けることができます。また、お客さまの経営をサポートするための各種保証協会独自制度をご用意しております。詳細は、長野県信用保証協会ホームページをご覧ください。



【創刊に寄せて】

このたび、長野県信用保証協会では、中小企業・小規模事業者のお客さまの経営に役立つ情報を発信するため、本情報誌「Ale」(エール)を創刊しました。

「Ale」は、フランスやイタリアで「がんばれ!」や「Go!」といった意味で使われる「Ale (アレ)」(丁寧に書くと Allez)と英語で「応援する」を意味する「エール (Yell)」をかけたものです。

これからも、県内の中小企業・小規模事業者の皆さまへエールを送ってまいります。



【長野県信用保証協会相談窓口】お電話のほか、各営業店窓口でもご相談を承ります

本店営業部	〒 380-0838 長野市南長野県町 597-5	Tel 026-234-7271
中野支店	〒 383-0025 中野市三好町 2-1-58	Tel 0269-22-4528
上田支店	〒 386-0025 上田市天神 3-4-8	Tel 0268-22-5914
佐久支店	〒 385-0027 佐久市佐久平駅北 19-5	Tel 0267-68-8484
松本営業部	〒 390-0852 松本市島立 976-1	Tel 0263-47-1533
諏訪支店	〒 392-0022 諏訪市高島 1-12-18	Tel 0266-52-1946
伊那支店	〒 396-0015 伊那市中央 4634-1	Tel 0265-72-6148
飯田支店	〒 395-0084 飯田市鈴加町 2-19	Tel 0265-52-1522

信用保証による資金繰り支援に加えて、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営改善を支援する各種サービスを提供しております。詳細は、当協会ホームページをご覧ください。

